

司法試験委員会会議（第128回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成28年11月2日（水）14：30～16：20

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）山口 厚

（委員）秋葉康弘，稲川龍也，春名一典，大沢陽一郎，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

伊藤栄二人事課長，丸山嘉代試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成28年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）
- (2) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (3) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (4) 司法試験出題内容漏えい問題の再発防止について（協議）
- (5) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 平成29年司法試験の施行（官報掲載案）

資料2 平成29年司法試験予備試験の施行（官報掲載案）

資料3 平成29年以降の司法試験考査委員体制について

資料4 司法試験考査委員候補者選定等部会の設置について

資料5 司法試験考査委員候補者選定等部会候補者名簿

資料6 司法試験考査委員の推薦に関する留意事項について

資料7 苦情通報窓口の設置について

資料8 問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について

6 議事等

- (1) 平成28年司法試験予備試験口述試験合格者の決定について（協議）

○ 平成28年司法試験予備試験口述試験について，司法試験予備試験考査委員会議の判定に基づき，総得点119点以上の405人を合格者とすることが決定された。

- (2) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

○ 平成29年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として，別紙記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(3) 平成29年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

- 司法試験法第7条に基づく平成29年司法試験及び司法試験予備試験の期日及び試験地等の公告は、資料1及び資料2のとおり行うこととされた。

(4) 司法試験出題内容漏えい問題の再発防止について（協議）

（◎委員長，□委員，■事務局）

■ 前回の司法試験委員会において、司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームの橋本副孝座長から、「司法試験出題内容漏えい事案を踏まえた再発防止策及び平成29年以降の司法試験考査委員体制に関する提言」について報告があり、提言の内容について一巡目の協議がなされたところであるが、前回の協議を踏まえ、おおむね意見の一致をみた範囲において、今後必要となる司法試験委員会決定等について、協議いただきたい。

- ◎ まずは、平成29年以降の考査委員体制についての基本的な方向性について協議を行いたい。ワーキングチームの提言では、平成29年以降の司法試験において、法科大学院教員も問題作成を担当する考査委員の選任候補に含めることが望ましく、その前提として、当委員会や各法科大学院において十分な再発防止策を構築することが必要不可欠であることが述べられている。この結論について、これまでの当委員会の協議において、おおむね異論はなかったものと承知しているが、重要な事柄であることから改めて協議したい。これまでの議論の結果、平成29年以降の考査委員体制については、ワーキングチームの提言を踏まえて、法科大学院教員についても問題作成を担当する考査委員の選任対象とすること、その前提として当委員会や各法科大学院において十分な再発防止策を講じること、選任対象となる法科大学院教員については、再発防止策が講じられている法科大学院に限定して選任を進めることとすることについて、本日付けで決定することとしたいが、いかがか。

（一同了承）

（協議の結果、平成29年以降の考査委員体制についての基本方針に関し、資料3「平成29年以降の司法試験考査委員体制について」のとおり決定された。）

- ◎ 次に、考査委員の推薦体制の整備について協議を行いたい。これまでの当委員会の協議でも、考査委員の推薦を補佐する新組織を整備することについては異論がなかったところである。これまでの協議の結果を踏まえ、資料4の案の内容をたたき台として御協議いただきたい。

- 司法試験考査委員候補者選定等部会設置要綱第2条第3項と第4項を分けているのは何故か。また、再発防止策について、第2条第3項の1では法科大学院における再発防止策としているが、司法試験委員会としての再発防止策が入っていないのは何故か。

■ 前回の司法試験委員会で、委員から再発防止策のチェック機能も新組織に求めるべきであるという御意見もいただいたので、候補者の選定が主たる任務ではあるが、別立てで司法試験委員会が必要と認める事項につき、調査及び検討を行うことができることとした。また、司法試験委員会による再発防止策の検討については、この第2条第4項に基づいて行われるのではないかと考えている。例えば、司法試験考査委員候補者選定等

部会からの報告を受け、司法試験委員会から再発防止策の当否、見直しあるいは新規の再発防止策の検討について、司法試験考査委員候補者選定等部会に対して検討を求めるという可能性がある。そういう場合は第2条第4項に基づいて、司法試験考査委員候補者選定等部会の方で改めて検討するということになるかと思われる。

- 「司法試験委員会が必要と認める事項につき」は受け身的な印象を受ける。あらかじめ第3項の中に、「司法試験委員会による再発防止策」と端的に入れておけば司法試験考査委員候補者選定等部会が積極的能動的に動くことができるのではないか。
- そもそも司法試験考査委員候補者選定等部会は、司法試験委員会が情報を集めて再発防止策について検討するための情報提供をしてもらう組織であるというのがこれまでの議論だったと思う。それで必要だということになれば、具体的にこのような事項について情報を集めて提言していただきたいということに依頼する、というように役割を分担することが適切なのではないか。そういう意味で原案が良いと思う。
- ◎ 司法試験考査委員候補者選定等部会で検討する過程で問題が生じたら司法試験委員会に報告してもらい、司法試験委員会として検討する必要があるとなれば司法試験考査委員候補者選定等部会の方に更に調査を依頼して議論し、司法試験委員会が決定するという流れだが、それをどのように表現するか。第3項は現在の運用に関わる部分で、第4項はそれを改善する内容。そういう意味では性質が若干違う。
- 司法試験委員会が積極的な対応を行うということであるなら十分理解可能である。
- ◎ 資料4「司法試験考査委員候補者選定等部会の設置について」のとおり、本日付で司法試験委員会の決定としたいが、いかがか。

(一同了承)

(協議の結果、考査委員の推薦体制の整備に関し、資料4「司法試験考査委員候補者選定等部会の設置について」のとおり決定された。)

- 司法試験考査委員候補者選定等部会の委員の委嘱についてお諮りしたい。裁判官、検察官、弁護士から各1名、学識経験者から2名として、資料5「司法試験考査委員候補者選定等部会候補者名簿」のとおりとしてはいかがか。
- ◎ 資料5記載の5名について、司法試験考査委員候補者選定等部会の委員を委嘱することとしたいが、いかがか。

(一同了承)

- ◎ 考査委員の再任回数の制限について協議を行いたい。ワーキングチームの提言では、問題作成を担当する考査委員について再任回数2回程度、連続3年程度とし、具体的には当委員会で決定されたいというものであった。司法試験委員会の協議でも、再任回数に制限を設けること自体に異論はなかったと思うが、これまでの司法試験委員会では、一律に3年とするのか例外を設けるのか、3年としても1年だけ間隔をあげ更に就任できるのであればいかがなものかといった議論があった。それらを踏まえ、3年まで連続して推薦できるとした資料6の案の内容も含めて御協議いただきたい。
- 今後柔軟に対応できる余地がありつつ、再任回数の制限によって再発防止に前向きな表現になっているのでこれで良いと思う。
- ◎ 科目によっても事情が違うが、全科目を対象とできるような表現になっている点からも良いと思う。御意見等がなければ、資料6「司法試験考査委員の推薦に関する留意事項について」のとおり、本日付で司法試験委員会の決定としたい。

(一同了承)

(協議の結果、考査委員の再任回数の制限に関し、資料6「司法試験考査委員の推薦に関する留意事項について」のとおり決定された。)

◎ 司法試験委員会における苦情通報窓口の設置について協議したい。ワーキングチームの提言では、法科大学院、法科大学院協会に設けられる苦情通報窓口のほか、司法試験委員会にも同様の苦情通報窓口を設置することを求めている。これまでの司法試験委員会の議論では苦情通報窓口を設けること自体に異論はなかったことから、苦情通報窓口の設置に関して、資料7の案文の内容も含めて御協議いただきたい。

□ 法務省ホームページに掲載する際、「司法試験に関する苦情通報窓口の設置について」といったようなタイトルは入るのか。何についての窓口なのか一目で分かるようにするべき。

■ 分かりやすいように明示する。

◎ 通報が来た場合には、司法試験委員会事務局で整理した上で、司法試験考査委員候補者選定等部会へ情報提供し、まずは、そちらで検討されることとなる。

□ 司法試験委員会における苦情通報窓口は、法科大学院でも周知されるのか。学生が自分の大学院には言いづらいので司法試験委員会へ通報するということも想定しているので、法務省ホームページでの周知だけではなく、法科大学院でも行う方が趣旨には合う。

■ 法科大学院に対して、法務省にも苦情通報窓口が設置されるということを周知していただくようお願いしたい。

◎ 苦情通報窓口を設置すること自体は御異論がないようなので、司法試験委員会として苦情通報窓口を設置することについて決定することとし、苦情通報窓口の案内文等について今一度御検討いただき、各委員の御理解を得た上でスタートということにする。

(一同了承)

(協議の結果、司法試験委員会における苦情通報窓口の設置に関し、司法試験委員会として苦情通報窓口を設置することについて決定された。)

◎ 次に、考査委員の遵守事項の拡充と周知の徹底について協議を行いたい。前回の議論では、「遵守事項への署名はやはり必要である」、「遵守事項に違反した際の措置として学校名を公表すべき」などの御意見があった。遵守事項及び資料8の案文の内容について御意見等はいかがか。

□ 録音データを保管するというのも対外的に明示しておいた方がよい。

□ 協力を得て保管することというのは、考査委員本人が保管しなくても、保管場所は法科大学院のしかるべき場所ということで良いか。

◎ 録音データの保管については、各大学院とも基本的に保管場所を提供する前提で考えているのか。

■ ワーキングチームの提言では、法科大学院が記録媒体を管理することが前提となっている。実際、既に提出されている再発防止策中では、録音データの保管、記録媒体の保管を大学が協力するという事はほぼ盛り込まれている。

◎ 「録音」だけではなく、「保管」も入れた方が良いことについては異議ないか。

(一同了承)

◎ 「法科大学院の協力を得て」はいかがか。

□ 法科大学院協会のガイドラインでも、録音は考査委員の自己責任であり、保管は大学の協力を得てするものと区別しており、法科大学院の再発防止策に明記されているのであれば「法科大学院の協力を得て」を入れる案で良いと思う。

◎ それでは、「法科大学院の協力を得て」を入れるということではいかがか。

(一同了承)

□ 法科大学院の授業の一環であれば、一般の方の相談を受ける場合であっても録音するというのが原則だと思うが、そのような授業も含めて録音ということか。

■ 特に授業、ゼミ、リーガルクリニック等の区別なく録音していただくのが前提である。一般の方から録音している理由を聞かれた場合は、そのような回答は可能と考えている。法科大学院の学生には、遵守事項を周知していただくことにより、何のために録音するのかということは伝わる。一般の方に対しては、考査委員から録音していることを伝えることとなるものと思われる。

◎ それでは、資料8に記載した別案を採用する。資料8「問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について」のとおり、本日付けで当委員会の決定としたい。

(協議の結果、考査委員の遵守事項の拡充と周知の徹底に関し、資料8「問題作成に関わる司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として遵守すべき事項について」のとおり決定された。)

(5) 次回開催日程等について(説明)

○ 次回の司法試験委員会は、12月5日(月)に開催することが確認された。

(以上)

平成29年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿

1 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（11名）

憲法	尾形 健	同志社大学法学部教授
	西原 博史	早稲田大学社会科学総合学術院教授
行政法	高橋 信行	國學院大學法学部教授
民法	大久保 邦彦	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	松本 恒雄	元一橋大学大学院法学研究科教授
商法	川村 正幸	元駿河台大学大学院法務研究科教授・元一橋大学大学院法学研究科教授
	松井 秀征	立教大学法学部教授
民事訴訟法	河野 正憲	元福岡大学大学院法曹実務研究科教授・元名古屋大学大学院法学研究科教授
	高見 進	元北海道大学大学院法学研究科教授
刑法	堀内 捷三	元中央大学大学院法務研究科教授
刑事訴訟法	三井 誠	元同志社大学大学院司法研究科教授・元神戸大学大学院法学研究科教授

2 司法試験考査委員（14名）

倒産法	西澤 宗英	青山学院大学法学部教授
租税法	吉村 政穂	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
	渡辺 徹也	早稲田大学法学学術院教授
経済法	瀬領 真悟	同志社大学法学部教授
	宮井 雅明	立命館大学法学部教授
知的財産法	井関 涼子	同志社大学法学部教授
労働法	唐津 博	中央大学法学部教授
	中窪 裕也	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
環境法	淡路 剛久	元早稲田大学大学院法務研究科教授・元立教大学大学院法務研究科教授
	牛嶋 仁	中央大学法学部教授
国際関係法 (公法系)	植木 俊哉	東北大学法学部・大学院法学研究科教授
国際関係法 (私法系)	横田 洋三	元中央大学大学院法務研究科教授
	林 貴美	同志社大学法学部教授
	山内 惟介	中央大学法学部教授

3 司法試験予備試験考査委員（21名）

一般教養科目	赤坂 甲治	東京大学大学院理学系研究科教授
	秋本 弘章	獨協大学経済学部教授
	新井 潤美	上智大学文学部教授
	石田 貴文	東京大学大学院理学系研究科教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	奥井 智之	亜細亜大学経済学部教授
	笥 三郎	立教大学理学部教授
	片山 善博	日本福祉大学社会福祉学部教授
	金杉 武司	國學院大學文学部哲学科准教授
	佐藤 博彦	中央大学理工学部教授
	下村 裕	慶應義塾大学法学部教授
	菅原 克也	東京大学大学院総合文化研究科教授
	助川 幸逸郎	横浜市立大学非常勤講師
	鈴木 毅彦	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	高柳 正夫	東京農工大学大学院連合農学研究科教授
	竹内 幹	一橋大学大学院経済学研究科准教授
	谷口 将紀	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	西川 杉子	東京大学大学院総合文化研究科准教授
	保谷 徹	東京大学史料編纂所教授
	宮村 一夫	東京理科大学理学部化学科教授
	山川 修治	日本大学文理学部教授